

参考資料

1 健康づくり推進プラン関連指標一覧

【目指す姿 健康寿命の延伸・健康格差の縮小】

目的	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
健康寿命の延伸・健康格差の縮小	健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性:71.94年 女性:75.63年 (R元)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (男性:+4年延伸、 女性:+2年延伸) (R7)
	不健康な期間(日常生活に制限のある期間の平均)の男女差	2.93年 (男性:8.50年、 女性:11.43年) (R元)	男女ともに不健康な期間を改善し、男女差を縮小 (R7)

基本目標1 個人の行動と健康状態の改善

項目	目的	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
基本施策① 生活習慣の改善(リスクファクターの低減)				
栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの者の割合の減少)	20～60歳代男性の肥満者の割合(BMI:25以上)	31.3% (R4)	22.0% (R10)
		40～60歳代女性の肥満者の割合(BMI:25以上)	22.0% (R4)	16.0% (R10)
		20歳代女性のやせの者の割合(BMI:18.5未満)	18.9% (R4)	15.0% (R10)
		低栄養傾向の高齢者の割合(BMI:20以下の高齢者の割合)	21.8% (R4)	20.0% (R10)
		小学1年生の肥満傾向児の割合	6.81% (R4)	減少傾向 (R9)
		小学5年生男子の肥満傾向児の割合	15.46% (R4)	減少傾向 (R9)
		小学5年生女子の肥満傾向児の割合	11.52% (R4)	減少傾向 (R9)
		中学生女子痩身傾向児の割合	2.94% (R4)	減少傾向 (R9)
	バランスのよい食事を摂っている者の増加	小学生の主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上摂取する者の割合	69.1% (R4)	87.0% (R10)
		中学生の主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上摂取する者の割合	65.5% (R4)	87.0% (R10)
		20歳以上の主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上摂取する者の割合	43.1% (R4)	50.0%以上 (R10)
	朝食を欠食する者の減少	中学3年生における朝食をほとんど食べない者の割合	3.6% (R4)	全国平均値以下 (R9)
		20～30代における朝食をほとんど食べない者の割合	25.3% (R4)	20.0%以下 (R10)
	野菜摂取量の増加	20歳以上の1日350g以上の野菜を食べていると思う者の割合	12.8% (R4)	13.6%以上 (R10)
食塩摂取量の減少	20歳以上の塩分を控えていると思う者の割合	55.9% (R4)	78.0%以上 (R10)	

項目	目的	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
基本施策① 生活習慣の改善(リスクファクターの低減)				
身体活動・運動	運動習慣者の増加	20～64歳男性の運動習慣者の割合(30分以上、週に3日以上運動する人)	35.4% (R4)	38.9% (R10)
		20～64歳女性の運動習慣者の割合(30分以上、週に3日以上運動する人)	33.2% (R4)	36.5% (R10)
		65歳以上男性の運動習慣者の割合(30分以上、週に3日以上運動する人)	41.8% (R4)	46.0% (R10)
		65歳以上女性の運動習慣者の割合(30分以上、週に3日以上運動する人)	47.3% (R4)	52.0% (R10)
	週60分以上、体育の授業以外で運動している子どもの増加	小学5年生男子の週60分以上、体育の授業以外で運動している割合	91.5% (R4)	全国平均値以上 (R9)
		小学5年生女子の週60分以上、体育の授業以外で運動している割合	84.9% (R4)	全国平均値以上 (R9)
		中学2年生男子の週60分以上、体育の授業以外で運動している割合	89.7% (R4)	全国平均値以上 (R9)
		中学2年生女子の週60分以上、体育の授業以外で運動している割合	75.9% (R4)	全国平均値以上 (R9)
休養睡眠	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	20歳以上の睡眠による休養を十分とれていない者の割合	43.9% (R4)	30.0% (R10)
飲酒	過度な飲酒をする者の減少(1日あたりの純アルコール摂取量)	男性における過度な飲酒をする者の割合(40g(基準量2倍)以上)	44.0% (R4)	32.0% (R10)
		女性における過度な飲酒をする者の割合(20g(基準量)以上)	54.5% (R4)	38.0% (R10)
	妊娠中の飲酒をなくす	妊婦の飲酒率	0.4% (R4)	0.0% (R10)
	未成年者の飲酒をなくす	飲酒経験のある未成年者の割合(男子)	1.8% (R4)	0% (R10)
飲酒経験のある未成年者の割合(女子)		2.0% (R4)	0% (R10)	
喫煙	喫煙率の減少	男性における20歳以上の者の喫煙率	27.7% (R4)	24.3% (R10)
		女性における20歳以上の者の喫煙率	8.0% (R4)	6.7% (R10)
	妊娠中の喫煙をなくす	妊婦の喫煙率	2.8% (R4)	0.0% (R10)
	未成年者の喫煙をなくす	喫煙経験のある未成年者の割合(男子)	0.6% (R4)	0% (R10)
喫煙経験のある未成年者の割合(女子)		0% (R4)	0% (R10)	
歯・口腔の健康	むし歯の減少	3歳児でむし歯のない者の割合	87.7% (R4)	92.0% (R9)
		12歳児でむし歯のない者の割合	62.4% (R4)	増加傾向(67.9%) (R8)
	未処置歯の減少	40歳で未処置歯を有する者の割合	35.7% (R4)	34.0% (R9)
		60歳で未処置歯を有する者の割合	26.2% (R4)	18.0% (R9)
	歯周病の減少	中学生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	19.7% (R4)	減少傾向(18.6%) (R8)
		20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	22.2% (R4)	14.0% (R10)
		40歳で歯周炎を有する者の割合	53.4% (R4)	48.5% (R9)
		60歳で歯周炎を有する者の割合	59.6% (R4)	52.0% (R9)
	歯の喪失の防止	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	74.1% (R4)	87.0% (R10)
		80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	57.7% (R4)	75.0% (R10)
歯・口腔に関する健康格差の縮小	3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	4.1% (R4)	2.0% (R9)	
	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	19.9% (R4)	11.0% (R10)	

項目	目的	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	
基本施策② データに基づく生活習慣病の発症予防及び重症化予防の更なる推進					
健診受診	特定健診受診率・特定保健指導の受診率の向上	特定健診の受診率	35.2% (R4)	45.6% (R7)	
		特定保健指導の実施率	20.2% (R4)	40.0% (R7)	
	がん検診の受診率の向上	胃がん検診の受診率 (40～69歳)	27.0% (R4)	50.0% (R10)	
		肺がん検診の受診率 (40～69歳)	20.5% (R4)	50.0% (R10)	
		大腸がん検診の受診率 (40～69歳)	26.0% (R4)	50.0% (R10)	
		乳がん検診の受診率 (40～69歳の女性)	36.6% (R4)	60.0% (R10)	
		子宮頸がん検診の受診率 (20～69歳) の女性)	32.1% (R4)	60.0% (R10)	
		歯科健(検)診の受診率向上	妊産婦歯科健診受診率	38.4% (R4)	46.0% (R9)
	1歳6か月児歯科健康診査受診率	75.3% (R4)	84.0% (R9)		
	3歳児歯科健康診査受診率	67.9% (R4)	79.0% (R9)		
	歯周病(歯周疾患)検診受診率(40歳、50歳、60歳、70歳の合計)	6.0% (R4)	10.0% (R9)		
	19歳以上における過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合	46.8% (R4)	50.0% (R10)		
	かかりつけ歯科医がいる者の割合(40～64歳)	69.0% (R4)	74.0% (R9)		
	自身の血圧を管理する者の増加	19歳以上における血圧を週に1回程度以上測る者の割合	24.8% (R4)	33.0% (R10)	
	生活習慣病の発症予防(危険因子の低減)	高血圧未治療者の減少	高血圧の未治療者の割合(140mmHg/90mmHg以上)(特定健診)	53.9% (R4)	50.6% (R7)
		高血圧の者の減少	高血圧の者の割合(180mmHg/110mmHg以上)(特定健診)	0.96% (R4)	0.93% (R7)
		脂質異常の者の減少	脂質異常の者の割合(LDLコレステロール180mg/dL以上)(特定健診)	4.85% (R4)	4.78% (R7)
高血糖未治療者の減少		高血糖未治療者の割合(HbA1c6.5%以上)(特定健診)	47.2% (R4)	46.5% (R7)	
高血糖の者の減少		高血糖の者の割合(HbA1c8.0%以上)(特定健診)	1.60% (R4)	1.56% (R7)	
年間新規透析導入患者数の減少		年間新規透析導入患者数の割合(特定健診 千人当たり)	0.56人 (R4)	減少傾向 (R7)	
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少		メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合(特定健診)	34.9% (R4)	34.2% (R7)	

項目	目的	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
基本施策② データに基づく生活習慣病の発症予防及び重症化予防の更なる推進				
疾病の重症化予防	75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少	75歳未満のがんの年齢調整死亡率（10万人当たり）	82.4 (R1)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定
	脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少	男性の脳血管疾患の年齢調整死亡率（10万人当たり）	35.7 (H27)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定
		女性の脳血管疾患の年齢調整死亡率（10万人当たり）	17.3 (H27)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定
	虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少	男性の虚血性心疾患の年齢調整死亡率（10万人当たり）	22.9 (H27)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定
		女性の虚血性心疾患の年齢調整死亡率（10万人当たり）	9.6 (H27)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定
	糖尿病の年齢調整死亡率の減少	男性の糖尿病の年齢調整死亡率（10万人当たり）	5.6 (H27)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定
女性の糖尿病の年齢調整死亡率（10万人当たり）		2.3 (H27)	最新値（令和2年値）が公表され次第設定予定	
基本施策③ 生活機能の維持・向上				
	口腔機能の維持・向上	50歳以上における咀嚼良好者の割合	65.8% (R4)	80.0% (R10)
	ロコモティブシンドロームの減少	運動機能の低下のリスクがある高齢者の割合（65歳以上）	40.2% (R4)	38.0% (R9)
	骨粗しょう症検診受診率の向上	骨粗しょう症検診受診率（健康増進法の対象年齢女性）	1.1% (R4)	5.3% (R9)

基本目標2 社会環境の質の向上

項目	目的	指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
基本施策① 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上				
	地域との交流を楽しんでいる者の増加	40歳以上の地域との交流を楽しんでいる者の割合	22.5% (R4)	40.0% (R9)
	社会参加する高齢者の増加	1年間に地域活動へ参加した高齢者の割合	20.8% (R4)	25.0% (R10)
		1年間にボランティア活動へ参加した高齢者の割合	8.8% (R4)	10.0% (R10)
	健康づくりや介護予防のために取り組んでいる高齢者の増加	健康づくりや介護予防のために取り組んでいると答えた高齢者の割合	59.6% (R4)	63.0% (R10)
	市民主体の健康づくり(地域でGO!GO!健康づくり)の推進	地域の健康課題に沿った取り組みを実施している団体の増加	—% ※	100.0% (R9)
	心理的苦痛を感じている者の減少	心理的苦痛を感じている者の割合 (K6における10点以上)	18.4% (R2)	13.0% (R9)
	悩みやストレスを相談することが恥ずかしいと思う者の減少	男性の悩みやストレスを相談することが恥ずかしいと思う者の割合	15.1% (R2)	14.2% (R8)
		女性の悩みやストレスを相談することが恥ずかしいと思う者の割合	11.1% (R2)	10.0% (R8)
	自殺の減少	自殺死亡率 (10万人当たり)	19.54 (R4)	13.33以下 (R8)
基本施策② 自然に健康になれる環境づくり				
	望まない受動喫煙の機会を有する者の減少	家庭における受動喫煙の割合の減少 (20歳以上)	12.0% (R4)	10.2% (R10)
		飲食店における受動喫煙の割合の減少 (20歳以上)	9.5% (R4)	3.0% (R10)
		職場(学校)における受動喫煙の割合の減少 (20歳以上)	13.2% (R4)	9.5% (R10)
	健康づくりを推進する飲食店等、食関連事業者の増加	「きたきゅう健康づくり応援店」の登録店舗数	884店舗 (R4)	970事業所 (R9)
基本施策③ 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備				
	健康経営の推進	健康経営を推進する市内企業等の増加	1,354事業所 (R4)	2,300事業所 (R6)
	健康づくりに関するデジタルツールを活用する者の増加	健康管理のためにスマートフォンアプリを活用する者の割合 (19歳以上)	17.3% (R4)	50.2% (R10)
	口腔の健康と全身の健康の関係に関する知識の普及	19歳以上における歯周病と糖尿病の関係を知っている者の割合	32.6% (R4)	50.0% (R10)
		65歳以上における口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている者の割合	54.1% (R4)	70.0% (R10)
	慢性閉塞性肺疾患(COPD)の認知度の向上	20歳以上における慢性閉塞性肺疾患(COPD)の名前も内容も知っている者の割合	24.2% (R4)	55.0% (R10)

※令和6年度新規集計予定

基本目標3 ライフコースアプローチ～ライフステージに特有の健康づくりの取組みを進める～

項目	目的	指標
女性	適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの者の割合の減少）（再掲）	20歳代女性のやせの者の割合（BMI：18.5未満）
	骨粗鬆症検診受診率の向上（再掲）	骨粗鬆症検診受診率（健康増進法の対象年齢女性）
	過度な飲酒をする者の減少（1日あたりの純アルコール摂取量）（再掲）	女性における過度な飲酒をする者の割合（20g（基準量）以上）
	妊娠中の喫煙をなくす（再掲）	妊婦の喫煙率
	妊娠中の飲酒をなくす（再掲）	妊婦の飲酒率
次世代	適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの者の割合の減少）（再掲）	小学5年生男子の肥満傾向児の割合
		小学5年生女子の肥満傾向児の割合
		中学生女子痩身傾向児の割合
	未成年者の飲酒をなくす（再掲）	飲酒経験のある未成年者の割合（男子）
		飲酒経験のある未成年者の割合（女子）
	未成年者の喫煙をなくす（再掲）	喫煙経験のある未成年者の割合（男子）
喫煙経験のある未成年者の割合（女子）		
就労世代	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少（再掲）	20歳以上の睡眠による休養を十分とれていない者の割合
	適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの者の割合の減少）（再掲）	20～60歳代男性の肥満者の割合（BMI：25以上）
		40～60歳代女性の肥満者の割合（BMI：25以上）
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少（再掲）	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合（市国保健診）
	過度な飲酒をする者の減少（1日あたりの純アルコール摂取量）（再掲）	男性における過度な飲酒をする者の割合（40g（基準量2倍）以上）
		女性における過度な飲酒をする者の割合（20g（基準量）以上）
喫煙率の減少（再掲）	男性における20歳以上の者の喫煙率	
	女性における20歳以上の者の喫煙率	
高齢者	健康づくりや介護予防のために取り組んでいることがある高齢者の増加（再掲）	健康づくりや介護予防のために取り組んでいることがあると答えた高齢者の割合
	適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの者の割合の減少）（再掲）	低栄養傾向の高齢者の割合（BMI：20以下の高齢者の割合）
	ロコモティブシンドロームの減少（再掲）	運動機能の低下のリスクがある高齢者の割合（65歳以上）
	社会参加する高齢者の増加（再掲）	1年間に地域活動へ参加した高齢者の割合
1年間にボランティア活動へ参加した高齢者の割合		

2 健康づくり推進プラン関連事業一覧

基本目標1 個人の行動と健康状態の改善

【基本目標1】 個人の行動と健康状態の改善		
〈基本施策①〉生活習慣の改善（リスクファクターの低減）		
1	健康相談	市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や、区役所における随時の電話や面接相談、また各種集団健康教室への来所者に対する個別相談など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。
2	健康教育	メタボリックシンドローム非該当のため特定保健指導の対象外となりますが、高血圧症や糖尿病等のため生活習慣の改善が必要な者への個別保健指導や、区役所及び市民センター等で様々な健康課題をテーマとする集団教育を行います。また、関係団体と連携した普及啓発活動を実施します。
3	健康手帳交付	自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康診査等の記録、その他健康保持のために必要な事項及び各種の保健情報等を記載した健康手帳を配布します。
4	新掲 健康リテラシーの向上	様々な生活様式に合わせ、市民一人ひとりが自分の健康をコントロールし、生活習慣を改善・維持するための方法や知識を習得できるよう、健康づくり講演会等実施し、市民の健康リテラシーの向上を目指します。
5	母子健康手帳の交付	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供するなど、母子の健康の保持及び増進を図ります。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。
6	母親学級等の実施	母子の健康に関する知識を普及するため、妊娠中の健康管理、育児等に関する講義や、妊婦体操などの実習を取り入れた母親学級を開催します。また、夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催します。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行います。
7	育児教室等の実施	乳幼児の子育てや基本的な生活習慣等に関する知識の普及を図るため、子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催します。また、土・日曜日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。
8	家庭・地域への啓発事業	核家族世帯や共働き世帯の増加等により、家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、従来の取組みに加え、小学校入学前の早い段階からの基本的な生活習慣の定着を促す保護者への啓発を通じて、家庭の教育力向上に取り組んでいきます。
9	学校における健康教育の推進	喫煙、飲酒、薬物乱用による健康への害に加え、がんや生活習慣病等についての正しい知識を身につけるために、小中学校での保健教育を充実させるとともに保護者とともに学ぶ薬物乱用防止教室等の取組を推進します。
10	学校給食による食育の推進	小中学校9年間を通じ、給食を「生きた教材」として教育活動の様々な場面で活用し、学校における食育を推進するとともに、ホームページへの掲載、保護者試食会の開催、家庭教育学級における食育をテーマにした学習会開催の働きかけ等により、家庭・地域での食育の推進を図ります。
11	食を通じた生活習慣病予防	正しい栄養知識の普及と生活習慣病予防のための食生活改善を目的に、講演会や個別相談、体験型の教室等を行うことで、市民の自主的・継続的な食生活改善を図ります。
12	食を通じた乳幼児等の健康づくり事業	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談対応を行います。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行います。

新掲：新規掲載事業
新：新たな取組み

13	親子ですすめる食育教室	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、保育所や幼稚園等において、就学前児童の保護者を対象に、幼児期の食育について、栄養士が講話や調理実演などを行います。
14	学校における食育推進事業	子どもが発達の段階に応じて、食に対する知識や食を適切に選択する力を身に付けるとともに、調理に関する基本的技能を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食育の指導体制と体系的な指導内容の充実を図ります。
15	高齢者の低栄養予防に関する普及・啓発	食生活改善推進員が地域の高齢者宅を訪問し、食事に関する状況確認や助言をすることで、高齢者の低栄養予防の普及啓発を行います。また、食品摂取状況を自分で確認できるチェックシートなどを、公的機関や民間事業所などを通して高齢者に幅広く配布し、普及啓発を図ります。
16	小児肥満対策事業	肥満傾向のある児童を適正体重に近づけることにより、将来の生活習慣病罹患のリスクを減少させるために保育所、幼稚園の職員及び保護者に対し、小児肥満の知識、予防の啓発を図ります。
17	児童生徒等の肥満・痩身対策の推進	適切な食生活など基本的な生活習慣を習得させることにより、肥満・痩身傾向児を減少させ、将来に向けて児童生徒等の健康を確保します。
18	体力アップ推進事業	体力向上に向けた「北九州市学力・体力向上アクションプラン 第2ステージ（延長版）」の3つの柱に沿った取組を継続して徹底していき、各学校・園の実情に合わせた運動機会の増大と運動習慣の定着に向けた取組を推進します。
19	福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく適正飲酒指導	平成27年2月に改正された福岡県飲酒運転撲滅条例に基づき、飲酒運転初回違反者及び準違反者（飲酒運転時の基準値により検挙されず「警告」に留まった者）を対象にアルコール健康障害の予防・早期発見を目的に「知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導」を実施しています。
20	新掲 フッ化物によるむし歯予防の普及啓発の強化	令和4年3月に策定した「学校における歯と口の健康づくり推進計画」に基づき、児童のう歯予防を目的として、小学校全学年を対象とし、週1回フッ化物洗口法を実施します。フッ化物塗布については、令和5年度より対象児童を特別支援学校小学部2・3年生から全学年へ拡大し実施します。
21	新掲 歯科保健指導業務	正しい歯のみがき方を学習するため、歯科衛生士等の専門家による歯みがき指導を小学校2年生・5(6)年生を対象に実施します。
22	新掲 働く世代のオーラルヘルス推進事業	希望者に郵送による歯周病リスク検査を行い、若い就労世代に歯科医療機関を受診するきっかけづくりを行います。また、地域保健と産業保健で連携し、就労世代の歯と口腔の健康づくりを推進します。

新掲：新規掲載事業

新：新たな取組み

【基本目標1】 個人の行動と健康状態の改善

〈基本施策2〉 生活習慣病の発症予防及び重症化予防の更なる推進

23	特定保健指導非対象者への保健指導	北九州市国民健康保険特定保健指導の対象外（メタボリックシンドローム非該当）となる、「痩せているが血圧の高い者」「受診中であるが糖尿病の改善が図られていない者」など、心房細動、高血圧、高血糖、脂質異常、腎機能低下の者を対象に保健師や栄養士等が家庭訪問等を行い、生活習慣の改善や治療の継続を支援し、重症化を予防します。
24	データを活用した特定健診未受診者対策	北九州市国民健康保険特定健診の未受診者に対し、健診・医療・介護データを活用して、受診勧奨を行います。生活習慣病に関する医療受診の有無や過去の健診データ等を分析し、勧奨方法を訪問・電話・SMS・文書等に分け、個別性のある受診勧奨に取り組みます。
25	訪問指導	療養上の保健指導が必要な40歳から64歳の者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。
26	健康診査受診促進事業	がんによる死亡率減少を目的に、がん検診の受診率を向上し、がんの早期発見・早期治療につなぐための受診促進事業を行います。がん検診無料クーポンやがん検診手帳の配布、啓発イベントの実施や「北九州市民をがんから守るプロジェクト協定締結企業」との協働による受診啓発で、健康に関する正しい知識の普及と検診受診の動機づけを行い、受診率向上を図ります。
27	健康診査（がん検診等）	健康増進法に基づく各種がん検診の実施により、がんを早期に発見し、早期に治療につなぐことで、がんによる死亡率の減少を図ります。また、基本・若者健診を実施し、疾病の早期発見・早期治療及び重症化の予防を図ります。
28	糖尿病連携手帳を活用した多職種連携	糖尿病の重症化予防に関係する団体（かかりつけ医、眼科医、歯科、薬局やコメディカルスタッフ等）と連携し糖尿病有病者及び予備群の治療中断や未受診による重症化を予防する仕組みづくりを行います。連携ツールとして、糖尿病連携手帳（日本糖尿病協会発行）を活用することを推進します。
29	慢性腎臓病（CKD）予防連携システム	かかりつけ医を核として、特定健診から、かかりつけ医、腎臓専門医までを一体的につなぐ連携システムにより、慢性腎臓病（CKD）の予防および重症化予防と心血管疾患の発症の抑制を目指します。
30	コラボ健診	協会けんぽと連携し、コラボ健診（協会けんぽ被扶養者向け特定健診と本市のがん検診の同時実施）を行い、受診率向上を図ります。
31	母子健康診査	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援します。
32	保育所における定期健康診断の実施	保育所入所児童の健康の保持増進を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項に基づき、入所時の健康診断、年2回の定期健康診断を実施するとともに、疾病異常が認められる子どもについては、保護者に対し、治療の勧奨や子どもの生活についての指導を行います。
33	就学時健康診断	学校保健安全法に基づき、就学予定の子どもの健康状態を把握し、疾病を有する子どもに入学までに必要な治療を行うよう治療勧告を行うとともに、障害のある子どもについては、状況に応じた就学指導を行うことを目的に、入学予定者の健康診断を実施します。
34	定期健康診断の実施	学校保健安全法に基づき、児童生徒及び幼児の定期健康診断を実施します。また、健診結果に基づき、治療勧奨、保健指導等を合わせて行います。
35	学校の定期健康診断に基づく治療勧奨（学校病）にかかる医療費の助成	学校保健安全法に基づき、義務教育諸学校の要保護又は準要保護児童生徒が学校病（伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病）にかかり、学校において治療するようすすめたとき、その疾病の治療に要する費用について必要な援助を実施します。
36	新掲 医療費援助事務（学校保健安全法）	学校保健安全法に基づき、要保護及び準要保護の児童生徒に対し、政令で定める疾病（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病）の治療のために要する経費について必要な援助を行います。
37	口腔保健支援センター事業	関係機関・団体と連携し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や情報提供、市民の歯科疾患の予防等に取り組み、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進します。また、歯周病（歯周疾患）検診や歯周病予防講座等を通して、歯を失う主要な原因である歯周病予防に取り組みます。
38	乳幼児歯科健康診査	登録歯科医療機関における1歳6か月児及び3歳児を対象とした歯科健診・歯科保健指導を実施します。

新掲：新規掲載事業
新：新たな取り組み

39	新掲 歯周病予防推進事業	40歳・50歳・60歳の自己負担金1,000円を500円に減額し、歯周病（歯周疾患）検診の受診率向上を図ります。
40	新掲 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の特性をふまえ生活習慣病の重症化予防と介護予防を一体的に取り組み、健康寿命の延伸と社会保障の安定を目指します。取組みにおいては、KDB（国保データベース）システム等を活用し、データに基づく戦略の検討を行い、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを効果的に実施します。
41	自立支援・重度化防止に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	高齢者が地域において、自立した日常生活を送れるよう、自立支援・重症化予防に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。特定健診等や生活習慣病の受診勧奨、治療継続の支援を推進し、生活習慣病重症化予防の視点で介護予防に取り組む。
42	感染症対策	肝がんと関連する肝炎ウイルスの早期発見のため、無料のB型・C型肝炎ウイルス検査を実施します。また、陽性者を早期治療につなげるための相談やフォローアップを行います。

【基本目標1】 個人の行動と健康状態の改善

〈基本施策③〉 生活機能の維持・向上

43	新掲 健康診査（骨粗しょう症検診）	骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症やその予備軍となる低骨密度者の早期発見・早期治療を促し、骨粗しょう症による骨折の予防を図ります。
44	健康づくり推進事業	介護予防やフレイル予防の重要性や正しい知識を広く周知し、その関心を高めることで、高齢者が主体的に介護予防に取り組む契機となるよう、講演会や相談会、運動教室を開催します。また、リーフレット作成をはじめ様々なメディアを活用したPR活動等を行います。
45	地域介護予防活動実践者支援事業	市民が身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう、「きたきゅう体操」「ひまわり太極拳（タイチー）」「公園で運動教室」等の普及教室を開催します。また、地域におけるリーダー（普及員）の育成・支援を行い、運動の自主化・継続化を推進します。
46	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を推進するために、サロンなど住民主体の活動の場等に運動・栄養・口腔の専門職を派遣し、効果的な介護予防に関する知識や技術の伝達や人材の育成等を行います。
47	地域認知症・介護予防活動支援事業	高齢者が要支援・要介護状態になることの予防（認知症予防も含む）を目的に、地域の通いの場において、専門職による健康教育・保健指導を実施するとともに、地域での自主的な介護予防活動を支援します。
48	健康な住まいづくりの普及促進	介護を必要とする高齢者や障がい者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消等）に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成する「すこやか住宅改造助成事業」の普及促進を行うとともに、当該助成事業の建築相談員及び施工業者に対し、改修等に必要知識や技術の習得することなどを目的とした研修会を開催します。

新掲：新規掲載事業

新：新たな取組み

基本目標2 社会環境の質の向上

【基本目標2】 社会環境の質の向上

(基本施策①) 社会とのつながり・こころの健康の維持・向上

49	地域でGO!GO!健康づくり事業	市民センター等を拠点として、市民が主体となった話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師、栄養士等）などの連携により行います。
50	健康づくり推進員養成・活動支援事業	地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダーとなる健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う地域での健康づくり・介護予防に関する情報発信や知識の普及、ウォーキング教室などの自主活動、健康診査の受診勧奨等を支援します。
51	食生活改善推進員養成・活動支援事業	食を通じた健康づくり・介護予防活動を推進するリーダーの育成のため、食生活と生活習慣病などに関する研修を行い、食生活改善推進員を養成します。また、食生活改善推進員が行う地域での食と健康等に関する情報発信活動を支援します。
52	乳幼児健康診査 未受診者フォローアップ事業	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問等を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて、保健指導を行います。
53	産後うつ対策	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、生後4か月までの家庭訪問等において、全ての産婦に産後うつを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。
54	子育て支援 総合コーディネーターの配置	「子育て支援サロン”びあちゅーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話、インターネット（メール）による子育てに関する相談の対応を行うとともに利用者に必要な関係機関との連絡、調整等の支援を行います。
55	子育て支援員の育成・配置（保育所）	北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施します。保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として子育て家庭支援の中心的役割を担います。
56	保育所、幼稚園、小学校の連携	保育所、幼稚園等での就学前教育から小学校教育へと子どもの発達や学びの連続性を保障するために、情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用します。
57	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
58	保育所における地域活動	保育所における世代間交流事業や、異年齢児交流事業など幅広い活動を通して、子どもたちの社会性を培います。また、保育所が持つ専門的知識やノウハウを生かし、子育て相談や育児講座の開催及び子育て情報の提供を行うなど、地域の子育ての核として子育て家庭への支援を行います。
59	青少年体験活動等活性化事業	青少年団体への支援を行うほか、具体的な体験活動の場を広く提供するなどして、青少年の健全育成環境づくりを図り、青少年の体験活動の活性化を行うもの。
60	年長者研修大学校運営事業	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図ります。
61	高齢者いきがい活動支援事業	高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報の収集や情報提供を行ういきがい活動ステーションを運営します。
62	地域保健活動支援事業	活動地区ごとに保健師が中心となり、保健福祉関係職員と連携をとりながら、市民センターを拠点に、住民と協働による健康づくり活動を通じて、地域住民の自主的な活動を支援するとともに、地域で支え合う地域ケアシステムの構築を推進する。
63	買い物応援ネットワーク推進事業	少子高齢化や都市化の進行などに伴い、日々の買い物に困難を抱えた高齢者など「買い物弱者」の課題が地域に広がっています。このため「買い物がつながりを生み、つながりが安心と活力を生む」という考えのもと、地域住民、地域活動団体、商業関係者、行政等が連携・協働した買い物支援事業に取り組み、高齢者が安心して買い物を楽しむことのできる「地域づくり」を推進します。

新掲：新規掲載事業

新：新たな取組み

64	介護支援ボランティア事業	65歳以上の高齢者が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業を実施します。
65	高齢者支援のための地域づくり事業	保健師等が地域で実施している健康づくり・介護予防活動を住民と協働で実施することを通して、地域住民の自主的な活動を支援するとともに、地域で支え合う地域ケアシステムの構築を推進する。
66	住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業	地域住民の健康づくりや生きがいづくり等、様々なプログラムを提供する、いつでも気軽に集まれる地域交流の「居場所」づくりに対して支援を行います。
67	高齢者地域交流通所事業	主として要介護状態等となるおそれが高い高齢者を対象に、運動・栄養・口腔ケア・いきがい活動等の総合的なプログラムにより、できるだけ自立した状態が続くよう、市民センターで介護予防・自立支援の普及・啓発を行います。
68	NPO・市民活動促進事業	市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行います。
69	生涯学習促進事業	「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習ができるよう、学習機会を充実し、学習情報を提供します。また、学習の成果を活かすことのできる活動機会を提供します。(生涯学習市民講座の開設、市民センターだより(館報)の発行、文化祭の開催、生涯学習指導者育成セミナーの実施)
70	生涯学習コーディネーター配置事業	市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活性化を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センターに配置します。
71	モビリティ・マネジメント	モビリティマネジメントとは、一人一人の移動が、個人的にも社会的にも望ましい方向(すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向)へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策です。地域、学校、高齢者等へのモビリティ・マネジメントとして、公共交通機関の利用や利便性並びに使い方を説明、意見交換することで、個人の移動を過度に自動車利用に頼る状態から公共交通機関利用へ転換するよう考える機会を提供します。また、地域での健康等に関する講話を行い、公共交通等への利用転換が外出やコミュニケーションの機会を増やし、認知症予防や健康増進等に寄与することを啓発します。
72	心の教育推進事業	伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進します。また、郷土の先人の生き方や歴史などに触れる学習を通して郷土への愛着を深めます。
73	人権教育推進事業	生命の大切さを学び、自尊感情や他の人によりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など生きる力を育む教育活動を推進します。
74	思春期保健連絡会	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身のこころと体を大切に健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有及び連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。
75	メディア・リテラシー向上推進に向けた取組み	青少年が、SNSをはじめとしたコミュニティサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、警察、教育関係者、青少年団体等と連携し、「メディア(ネット)・リテラシー向上協議会」を設立するなどして、ネットやスマートフォンの適正な利用推進を図り、スマートフォンやゲーム依存の防止・啓発等、各関係機関が行う取り組み等を共有しながら、実効性の高い取り組みを進めていきます。
76	こころの健康教育・人材育成	市民のこころの健康に関する意識向上を図り、問題解決力を向上させるため、リラクゼーションやストレスケアなど、メンタルヘルスに関わる知識の普及啓発・健康教育を行います。また、うつ病やアルコール問題などの正しい知識の普及啓発のほか、早期発見・早期対応ができる人材を育成する「ゲートキーパー研修」や、こころの問題を市民に広く啓発するための「自殺対策啓発講演会」などを実施します。
77	インターネットによる情報提供・相談支援	こころの病の早期発見・早期対応につながるように、こころの健康状態が確認できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」や、こころの健康に関する情報や相談窓口を掲載する専用ホームページ「いのちとこころの情報サイト」などを運営します。
78	セルフヘルプグループ支援	北九州市内及びその近郊で活動するセルフヘルプ・グループの支援や毎年秋頃に行う「セルフヘルプ・フォーラム」を支援し、同じような悩みを抱える者の出会いの場の提供に努めます。
79	ひきこもり対策	様々な要因によって社会参加の場が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」について、支援者向けの研修・連絡会、市民向けの講演会、家族教室等の事業を実施します。
80	24時間子ども相談ホットライン	いじめ・虐待・不登校などの子どもに関する様々な相談に対応するため、24時間・365日体制の電話相談を実施します。また、子ども総合センター閉庁時における児童虐待等緊急相談に対応することで、早期発見及び早期対応を図ります。

新掲:新規掲載事業
新 :新たな取組み